根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

## 証券の取得又は譲渡に関する報告書

財務大臣(日本銀行経		報告年月日: 報告 者: 氏名又は名称及び 代表者の氏名 報告者の区分(該当分に〇) 1.銀行 2.その他金融機関 3.一般政府 4.中央銀行 5.その他 住所又は所在地 責任者記名押印 又は署名 担当者の氏名(電話番号)
		(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1)自己取引 2)委託取引
1 取引の日	対引の区分	取引の当事者(委託取引の場合に記入する。) 譲受者の氏名又は名称: 譲受者の住所又は所在地: 譲渡者の氏名又は名称: 譲渡者の住所又は所在地:
2 取引の和	重類	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 証券の取得(一般売買)       2) 証券の譲渡(一般売買)       3) 証券の買現先の買入(条件付売買)         4) 証券の買現先の売戻し(条件付売買)       5) 証券の売現先の売却(条件付売買)         6) 証券の売現先の買戻し(条件付売買)       )		
3 証券の利	重類	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 株式(6)会社型投資信託に係る株式に該当するものを除く。)         2) 株式配当       3)新株予約権等         4)中長期債券(原契約期間が1年を超えるもの)       5)短期証券(原契約期間が1年以内のもの)         6)会社型投資信託に係る株式       7)契約型投資信託に係る受益証券         8)その他(原契約期間が1年を超えるもの)       9)その他(原契約期間が1年以内のもの)		
4 証券発 区分	行体の	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1) 外貨証券:非居住者発行 2) 外貨証券:居住者発行 3) 円払証券:非居住者発行 4) 円払証券:居住者発行 4) 円払証券:居住者発行 3)及び4)は銘柄コード番号を記入する。

## (裏面)

	所在国又は地域名( )
5 非居住者の所在国等	本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
	所在国又は地域名( )
非居住者発行証券を用い た条件付売買における相 手方の所在国等	本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
	(実行日)
	年 月 日
6 取引の実行年月日	(契約日:「2 取引の種類」が1)、2)、7)の場合に限る。)
	年 月 日
7 取引金額等	( )

## (記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」 欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 4 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得(一般売買)」及び「2) 証券の譲渡(一般売買)」は、 証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「7) その他」は、1) ~6) 以外の 証券の取得又は譲渡(証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はそ の他デリバティブ取引(ただし法第6条第1項第14号に規定する金融指標等先物契約に該当す るものを除く。) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等)をいい、かっこ内に 具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した 新株予約権付社債の新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかっこ書する こと。
- 5 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第6条第1項第12号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会(金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。)により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること(非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は9999とすること。)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行(又は財務省)へ照会すること。
- 6 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券(「4 証券発行体の区分」の1)又は3)) の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券(「4 証券発行体の区分」の2)又は4)) の場合は取引の相手方(委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者)の所在国等を記入すること。また、条件付売買(「2 取引の種類」の3)から6))について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方(委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者)の所在国等も記入すること。
- 7 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 7) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 8 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。